

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【161】
2. 日 時：令和2年4月17日 13時30分～15時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江寄企画調査官、岸野主任安全審査官、
羽場崎主任安全審査官、三浦主任安全審査官※、小野安全審査専門職※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 部長 他7名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書について、令和2年4月15日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【軽油タンク基礎の耐震安全性評価】

- Hirayama (1990) の杭先端ばねについて、妥当性及び適用性を詳細に説明すること。
- 鋼管杭の M-φ 関係について、軸力の影響を考慮していることを説明すること。
- 鉄筋コンクリートの非線形性の構成則の適用性について、基礎版の解析の計算プログラムの妥当性及び検証との関係を含めて説明すること。
- 地震力の算定プロセスについて、照査時刻の設定方法及び地震力の設定の考え方を詳細に説明すること。
- 張出しダクト等の付帯構造物について、構造物直下の地盤反力の発生の有無を確認した上で、地盤反力を考慮した場合の付帯構造物から軽油タンク基礎への荷重伝播の影響を説明すること。
- 「応答加速度の平均値から算定する」について、最大値を用いない理由及びどの範囲の平均値を用いたのかを詳細に説明すること。
- 地盤改良範囲の妥当性に関し、周辺地盤の変位及び変形の抑止効果を地盤改良体に期待できることについて、地盤改良体の評価方針を含めて説明すること。
- 傾斜した西山層の上面に着底している地盤改良体について、周辺地盤

の液状化による滑動、転倒等が生じないことを説明すること。

- 張出しダクト等の付帯構造物と接合部の耐震性評価について説明すること。
- 基礎版と杭の接合部の評価項目について、他の施設と比較して網羅性があることを説明すること。
- 杭頭の耐震性評価について、鉄筋破断時の回転角を健全性の評価基準としていることの妥当性を基準適合性の観点から説明すること。また、耐震性の判断基準について、想定損傷モードを考慮した上で、網羅性があることを説明すること。
- 保守的に設定した地下水位に対して、より現実的な地下水位設定を用いた場合の影響検討について、検討結果に応じた設計上の位置付けを整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし